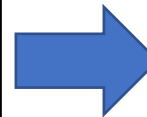


☆修正のポイント： 実質的な内容を変えることなく、新たに必須と思われる内容を加えて前提的に分かりやすい表現とする。

【現行会則】

第11条（会費と会員）

- (1) 会費 当会の会費は年額2,000円とする。
- (2) 会員 会員は正会員と一般会員に区別する。
正会員は会費の納入者とする。
但し、50,000前納者を終身正会員とする。
一般会員は会員資格を持ち入会后3年以上の会費未納者とする。
一般会員には、会報配布など、正会員と同等のサービスは付与されない。



【修正案】

第11条（会費と**会員資格**）

- (1) 会費 当会の会費は年額2,000円とする。
但し、50,000前納者を終身正会員とする。
- (2) **会員資格** 当会の**会員資格は、会費を納入することによって得ることができる。**
但し、会費を3年間滞納した場合は、その年度末をもって会員資格を喪失する。
この滞納期間中は、会報配布など、会員と同等のサービスは付与されない。
なお、会員資格喪失後といえども、会費を納入することによる再入会を妨げない。

※「一般会員」の定義が分かりにくく曖昧である。
即ち、この文面から「一般会員とは2年間会費を滞納中の者で、当会がその間の会費納入を猶予しつつ、3年目の会費納入の有無を経過観察中の会員で。」と解釈することは難しい。

※あえて「一般会員」という分類を設けて会員を区別する必要性が薄く、会費の納入猶予を認めるならば、それを分かりやすく表現することが望ましい。

※「会員資格」を明文化し、併せて「3年間の会費納入ゆうよと」と「会員資格喪失要件」も明らかにする。

※いったん会員資格を喪失しても、会費を納入することによって再び会員として返り咲くことができることを明らかにする。